

行政運営・議会運営の公平性と 議員の「兼業禁止」問題に対する浪江町議会の声明

地方自治法第92条の2は議員の兼業禁止を定めている。

このことは、選挙において選ばれた議員は住民代表として議会を構成し、自治体としての意志を形成するという、特別な責任を負っている。従って、公平、公正な立場で行政運営に関与し、議決機関としての責務を果たさなければならない。

浪江町議会は、平成26年3月定例会において、地方自治法第92条の2の規定、いわゆる「議員の兼業禁止」について、「普通地方公共団体の議員について兼業が禁止されているのは、当該団体の具体的な請負契約の締結に対する議決等に参与すること等により、直接・間接に事務執行に影響を及ぼす立場にある。したがって、兼業禁止の規定は、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保することにある。」との立場を確認した。

しかしながら、「公共事業の請負が、法人の業務の主要部分を占め、その重要度が職務執行の公平、適性を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度まで至っているかどうか判断の基準」とする、県知事裁決が示された。

我々浪江町議会としては、「公平、公正な行政運営」という立場から「議員の兼業禁止」の根本的精神が根底から損なわれたものと判断する。

本来、法92条の2の主旨は行政運営・議会運営の公平性を求めるものであり、議員はこれを遵守すべきことである。請負量の金額の問題や「主として同一の行為をする法人」に当たるか当たらないかという判例や行政実例などに基づく前に、議員としての倫理性、綱紀粛正を持つべきことが住民の付託に応えるべく前提となるものである。

我々浪江町議会としては、今後、議員の倫理条例等を制定のため、特別委員会の設置に向け取り組んでいくことを確認した。これからも公平、公正な行政運営の目的遂行のために全力を傾注していくことを内外に表明するものである。

平成26年7月9日

福島県双葉郡浪江町議会